明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号（イランの核問題に関する決議）に関する件（外務三六五）　一

〔人事異動〕

経済産業省　六

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十七年度放射線取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　一五

特殊法人等

平成二十六事業年度財務諸表（国立研究開発法人防災科学技術研究所・独立行政法人農林漁業信用基金・独立行政法人工業所有権情報・研修館）、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金解散・清算人就任、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒処分取消訴訟の判決確定関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

告示

○外務省告示第三百六十五号

平成二十七年七月二十日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、イランの核問題に関し、包括的共同作業計画を支持し完全な履行の実施を要請するとともに、関連決議の終了、従前の決議の規定の適用、包括的共同作業計画の履行等を内容とする決議第二千二百三十一号が全会一致で採択された。

平成二十七年十月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

二千十五年七月二十日に国際連合安全保障理事会がその第七千四百八十八回会合において採択した決議第二千二百三十一号（二千十五年）

安全保障理事会は、

議長声明（S／PRST／二〇〇六／一五）、決議第千六百九十六号（二千六年）、同第千七百三十七号（二千六年）、第千七百四十七号（二千七年）、第千八百三号（二千八年）、第千八百三十五号（二千八年）及び第千九百二十九号（二千十年）を想起し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及び当該条約の全ての締約国がその義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、その条約の第一条及び第二条に従って、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する交渉による解決を見出すための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、そのような解決が核不拡散に資することに留意し、

二千十五年七月十四日に妥結された包括的共同作業計画（以下「JCPOA」という。）（この決議に付属されている附属書A（S／二〇一五／五四四）及び合同委員会の設置に達した、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、合衆国、欧州連合外務・安全保障政策上級代表及びイランによる、イランの核問題に対する包括的、長期的かつ適切な解決に到達するための外交的な努力を歓迎し、

いかなる状況のもとでも、いかなる核兵器も求め、開発し又は取得しないという、JCPOAにおけるイランの再確認を歓迎し、

透明性を促進し、JCPOAの完全な履行に資する環境を創り出すことを目的とした、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、合衆国及び欧州連合による二千十五年七月十四日の声明（この決議に付属されている附属書B（S／二〇一五／五四五）に留意し、

JCPOAの採択が、この問題の検討において根本的な移行を特徴づけることを確認し、JCPOAの履行により強化された新しい関係をイランと構築し、この問題の検討において満足のいく結果をもたらすことへの願望を表明し、

JCPOAの完全な履行が、イランの核計画が専ら平和的な性格であることに関する信頼を醸成することに貢献することを確認し、

申告された核物質の申告されていない目的への不転用、申告されていない核物質及び申告されていない核活動が存在しないことを含む保障措置協定の遵守を検証し、この文脈で、二千十三年十一月十一日にイラン及び国際原子力機関（以下「IAEA」という。）によって合意された「協力の枠組み」及び「過去と現在の未解決の問題の解明のためのロードマップ」の実施を通じたものを含む、イランの核計画が専ら平和的性質であることを確保するIAEAの重要な役割を認識し、

JCPOAの完全な履行を支援するIAEAの重要な役割を認識し、

IAEA保障措置が核不拡散の基本要素であり、特に、国家が関連する保障措置協定下の義務を履行しているという保証を提供することにより国家間の信頼を増進し、集団安全保障の強化に貢献し、及び原子力協力に資する環境の生成を支援することを確認し、また、効果的かつ効率的な保障措置の実施がIAEA及び国家間の協力的な努力を必要とし、IAEA事務局が保障措置に関し、透明性を向上し、及び信頼を構築し、また、保障措置の実施に関する相互的なやり取りのために、国家との保障措置の事項に関する開かれた対話への関与を継続し、この場合、イランの経済的及び技術的発展又は平和的な原子力活動の分野における国際的な協力を妨げないようにし、健康、安全性、防護その他の安全の確保に関する有効な規定及び個人の権利を尊重し、及びIAEAが知るに至った商業上、技術上及び産業上の秘密その他の秘密情報を保護するため全ての措置をとることを再認識し、